

山形県立中央病院総合周産期母子医療センター
ドクターカー運用概要

1 運用目的

地域の医療機関（病院、診療所等）で出生した重症な新生児に対し、高度で専門的な医療を適切に提供するために、要請のあった医療機関に医師が同乗したドクターカーを派遣し、治療を行いながら当院の総合周産期母子医療センター（以下「センター」という。）に新生児を搬送することを主目的とする。

新生児の疾患やセンターの病床利用状況によっては、地域周産期母子医療センターへ搬送を行う（三角搬送）。

センターに入院中の新生児や妊婦が他の医療機関での治療が必要になった場合は、治療を行いながらの搬送を行う（転院搬送）とともに、センターでの治療により地域の周産期医療機関での管理が可能になった場合は、元の医療機関等へ新生児や妊婦の搬送を行う（戻り搬送）。

2 運用開始日

平成23年4月11日

3 出動範囲

搬送区分	出動範囲
新生児搬送	山形県内全域の医療機関
転院搬送（新生児・妊婦）	山形県内や隣県の3次医療機関
戻り搬送（新生児・妊婦）	山形県内や隣県の周産期医療機関

4 受付時間（新生児搬送）

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

※但し、医師の診療体制の強化が図られた時点において再度協議するものとする

【受付電話番号 : NICU（023）685-2650】

【連絡票送付先のFAX番号 : NICU（023）685-2684】

5 ドクターカーの概要

車種：ニッサン パラメディック（V6-3500 ガソリン，4WD）

全長5,640mm、全幅1,900mm、全高2,470mm ※消防庁認定消防車

乗車：医師1～2名、運転手1名、計2～3名 ※医師の判断により看護師同乗あり

6 ドクターカー出動基準

（1）新生児搬送

○県内の医療機関からの新生児搬送の要請を受けて、出動対応するものとする。

○分娩立ち会いは原則行わないが、出生前に新生児の搬送が必要と考えられる場合には、出生前に出動するものとする。

○スタッフが対応困難な場合や軽微な異常である場合には、出動できないことがあるものとする。

（2）転院搬送

○当院に入院中の妊婦や新生児の治療が困難な状態をきたした場合に、より専門的な治療を行うため、県内や隣県の3次医療機関へ搬送するものとする。

○治療の緊急度に応じて勤務時間外における搬送もあるものとする。

（3）戻り搬送

○当院に入院中の妊婦や新生児の症状が安定し、地元の医療機関での治療が可能となった場合に、県内や隣県の周産期医療機関に搬送するものとする。

○平日の勤務時間内に搬送を行うものとする。

県立中央病院総合周産期母子医療センター ドクターカー運用概要図

《三次周産期医療機関》
(山形県高度周産期医療ネットワーク)

母体・胎児及び新生児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療に対応する。

総合周産期母子医療センター

★県立中央病院 (MFICU6床、NICU9床、GCU18床)

受付時間 (新生児搬送): 8:30~17:15

受付電話番号: NICU (023) 685-2650

地域周産期母子医療センター

- 山形大学医学部附属病院 (NICU6床、GCU3床)
- 鶴岡市立荘内病院 (NICU3床、GCU4床)

⑤ドクターカー
転院搬送

⑥ドクターカー
戻り搬送

②ドクターカー
出動

③ドクターカー
新生児搬送

④ドクターカー
三角搬送

①ドクターカー
出動要請

《二次周産期医療機関》

- ・山形市立病院済生館
- ・県立新庄病院
- ・公立置賜総合病院
- ・米沢市立病院
- ・日本海総合病院

(入院施設として、産科、小児科を有し、周産期に係る比較的高度な医療に対応する。)

連携

《かかりつけ医療機関》

- ・地域の周産期に係る病院、診療所

(妊婦健康診査や通常分娩を取扱い、妊婦の健康状態や受診歴等を全体的に管理する。)

<ドクターカー運用方法>

1【新生児搬送】①→②→③

地域の医療機関(病院、診療所等)で出生した重症な新生児に対し、高度で専門的な医療を適切に提供するために、要請のあった医療機関に医師が同乗したドクターカーを派遣し、治療を行いながら総合周産期母子医療センターに新生児を搬送する。

【三角搬送】①→②→④

新生児の疾患や当センターの病床利用状況によっては、地域周産期母子医療センターへ搬送する。

2【転院搬送】(①→②→③→)⑤

当センターに入院中の新生児や妊婦が他の医療機関での治療が必要になった場合は治療を行いながら搬送する。

3【戻り搬送】①→②→③→⑥

当センターでの治療により地域の周産期医療機関での管理が可能になった場合は、元の医療機関等へ新生児や妊婦を搬送する。